

令和元年

第2回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1日間

自 令和元年7月30日

至 令和元年7月30日

月 日	曜日	会議、休会、その他
7月30日	火	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和元年第2回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第27号	伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例	令和元年7月30日	原案可決
議案第28号	令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第29号	工事請負契約の変更について	〃	〃
議案第30号	工事請負契約の変更について	〃	〃
議案第31号	工事請負契約について	〃	〃

令和元年第2回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	令和元年7月30日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和元年7月30日	10時08分	議長 宮城安志	
	閉会	令和元年7月30日	10時41分	議長 宮城安志	

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

3番	仲田正務	5番	東江清和
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	諸見直也
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	名嘉正	住民福祉課長	諸見美奈子
総務課長	兼元清永	商工観光課長	前川栄進
会計管理者	前田秀光		
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和元年7月30日

会議録署名議員の指名
会期の決定
伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する 条例
令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）
工事請負契約の変更について
工事請負契約の変更について
工事請負契約について

令和元年第2回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時08分

2. 付議事件及び順序 令和元年7月30日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第27号	伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
4	議案第28号	令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）
5	議案第29号	工事請負契約の変更について
6	議案第30号	工事請負契約の変更について
7	議案第31号	工事請負契約について

議長（宮城安志）

ただいまから令和元年第2回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、10人です。

教育委員会の濱里篤課長から欠席届けがありました。

これから本日の会議を開きます。（午前10時08分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番仲田正務議員、及び5番東江清和議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日7月30日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日7月30日の1日間と決定いたしました。

日程第3

議案第27号・伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第27号・伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を改正したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和元年7月30日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、本村は、沖縄振興特別措置法第35条第1項の規定に基づき、知事が定める産業イノベーション計画において、産業高度化・事業革新促進地域となっており固定資産税の課税免除の措置が適用されることから条例を改正する必要があるとあり、本案を提出するものであります。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

本条例の改正に基づき、これに該当する施設等が伊是名村に現在あるかどうかお伺いします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。平成30年度に沖縄電力の方が搬送送信受信装置ということでコンセントレーターという電力インフラ向けの監視制御装置を村内に6基ほど設置しております。

それが該当しまして、電力の方から課税免除の申請がありましたけれども、本村の条例の中でそれがなかったもので、今回提出しております。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。質疑続行中です。

他にないようですので、質疑を終結したいと思います。異議ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号・伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第27号・伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第28号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第28号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第2号)の提案理由説明をいたします。

令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第2号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ535万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億816万9千円とするものであります。

歳入につきましては、15款県支出金で子どもの貧困対策推進交付金、多面的機能支払交付金による302万6千円の増となっております。

また、19款前年度繰越金で233万円を追加し、財源確保を行っております。

歳出につきましては、3款民生費で71万7千円の増、4款衛生費で25万3千円の増、5款農林水産業費で438万6千円の増額となっております。

その主な内容といたしましては、3款民生費の71万7千円の増は、沖縄県の事業を活用し、本村の子どもたちが学校から下校後、自宅で両親が就労等による不在の間、子どもたちの居場所を確保するための事業で8月以降実施を検討しております。



4 款衛生費の備品購入費 2 5 万 3 千円の増は、保健センターのエアコン機器が 2 台故障したため、取り替えに要する経費であります。

5 款農林水産業費の農地費、多面的機能支払交付金事業 3 3 8 万 6 千円の増は、事業対象となる農業用地の面積増による事業の増、また林業振興費の修繕費の 1 0 0 万円の増は、近年の大雨、集中豪雨により村立保育所と親水公園の間の保安林地帯で法面崩壊が発生し、危険な状態であるため、早急に危険防止対策作業を行うことによるものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第 2 号）を、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号及び同法第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。以上、ご審議方よろしく願いをいたします。

令和元年 7 月 3 0 日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5 番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

1 0 ページの負担金補助金の件なんですが、先程、村長から説明がありました。これは交付金、補助金、負担金、どれに該当するのか。詳細説明をお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。この方、事業実施主体が土地改良区さんの方で行っておりまして、そこの方に村から補助金ということで交付しているということになります。以上です。

議長（宮城安志）

5 番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

詳細に負担金とか、交付金とか、事業名を記載していただければと思います。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

それでは8 ページの児童福祉総務費、13 節委託料、子ども貧困対策推進交付金、先程村長の説明がありましたけれども、その中には委託料、ライフステージに応じた子どもたちという形で、内容等がどういった内容なのか、もう少し詳しく説明を求めたいと思います。

そして緊急性があつての補正だと思いますので、どういった経緯があつて補正減になったのか、まずお尋ねします。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。先程事業の内容ということでお話がありました。今回、子ども貧困対策推進交付金事業として県の事業にはなりますけれども、子どもの貧困対策に資する独自の事業ということで安全安心、子どもの居場所の確保という事業を今回展開したいと思います。

今回、緊急を要するというで行う予定ではあるんですけども、対象とする児童がひとり親世帯の子どもなどに限定しないで、居場所を必要とした子どもが現在いるということで、夏休みの期間から実施したいということで、今回、補正の方はあげています。

その事業の内容は、基本的な学習支援、そして生活支援、食事支援及び食育指導ということで、全体的に貧困対策の事業を網羅した事業で4年生以下の子どもたちを対象に実施したいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

ライフステージという意味をちょっと知りたかったんですけど、たぶんライフステージというのは、年齢を区別したとか、そういった部分的な支援の子どもたち、いま4年生以下ということになっていると思うんですけども、貧困対策事業となると、事業は子ども貧困ということで、全児童生徒が対象だとは思いますが、今回、緊急な提案があってのことだということではありますが、これはぜひ貧困対策事業を活用されて、緊急に備えた対策をすることは相当強化されることでもあります。

ちなみに、委託先等々は4月から間もなくなんですけど、既に決まっているのかどうか。そして71万円というのは、たぶん指導員等々なのか、その辺りまで説明を願いたいと思います。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。委託先の方は、これから募集をかけたいと思っています。

総事業費は、事務費、消耗品、そして食費ということで予算を計上させてもらっています。以上です。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

ぜひ、子どもたちのために頑張っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、8月現在からの子どもの人数が先程報告がなかったんですけども、何名なのかということと、そしてこれを機に新年度に向けてさらに拡大した事業等々を検討されているかどうかの答えをお願いしまして質問を終わります。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。伊是名小学校の全児童数が現在 81 名おりまして、4 年生以下の児童が 61 名現在おります。

その中で要保護、準要保護、母子世帯、父子世帯の児童が 16 名ほどいますので、先程お話のあったように、ひとり親世帯の子どもなどに限定をしない居場所を作るという対象にしております。

次年度以降は、この事業は、子ども貧困対策事業の一環として行ってはいるんですけども、この事業を展開して、今後、児童、子どもの居場所ができる児童センターのような施設ができればいいかと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。質疑続行中です。6 番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

補正関連の方で質問します。3 ページですけど、以前も私が言ったんですけど、交通安全対策特別交付金、これは交差点のカーブミラーだと思んですけど、未だに改善されている場所が 1 カ所もないと思んですけど、この方はどうなっているかお願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。カーブミラー等については、駐在の方とも一緒に立ち会いしまして、危険な場所を限定しまして、いま発注の作業に向けて現在取り組んでいるところであります。

議長（宮城安志）

6 番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

発注してやっているということはいいんですけど、もう夏休みに入ってしまったって、島外からのお客さんもいっぱいいるし、子どもたちも夏休み入っていますし、相当危険だと思んですけど、手ぬるいような感じがしますが、早急に対策してやった方がいいと思います。どうですか。

議長（宮城安志）

今回の補正の中の項目ではないので、休憩します。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 26 分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 28 号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5

議案第 29 号・工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第 29 号・工事請負契約の変更についての提案の説明をいたします。

伊是名西部地区農業集落排水施設更新工事について、建設工事請負契約書第 24 条の規定に基づき次のように契約金額を変更したいので地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名西部地区農業集落排水施設更新工事。 2.

契約済金額 7,452 万円。3.元契約に対する変更額 764 万 1 千円。  
4.変更契約後 8,216 万 1 千円。5.契約の相手方、伊是名村字諸見 4214 番地、株式会社伊是名建設、代表取締役 西金一。

令和元年 7 月 30 日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名西部地区農業集落排水施設更新工事の請負契約の変更については地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 47 年条例第 31 号)第 2 条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。よろしく願いをいたします。  
議長(宮城安志)

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 29 号・工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号・工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 6

議案第 30 号・工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第 30 号・工事請負契約の変更についての提案理由説明をいたします。

伊是名西部地区農業集落排水施設更新工事(機械設備)について、

建設工事請負契約書第24条の規定に基づき次のように契約金額を変更したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名西部地区農業集落排水施設更新工事（機械設備）。2. 契約済金額1億2,528万円。3. 元契約に対する変更額2,820万4,200円。4. 変更契約額1億5,348万4,200円。5. 契約の相手方、那覇市銘苅二丁目5番28号、株式会社西原環境おきなわ 代表取締役 友野貴康。

令和元年7月30日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名西部地区農業集落排水施設更新工事（機械設備）の請負契約の変更については、地方自治法第96条第1項第5号及び伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

よりいい施設ができるということで期待するものですが、この工事概要を見ますと、工事変更の内容、活性炭着床といいますか、当初にはなかった変更の理由ということでありますが、この辺の内容について、担当課長、ご説明お願いいたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

それでは、お答えいたします。ただいまの装置等について、当初、形状の中になかった機器なんですけれども、こういった臭いが気になるということで検討した結果、臭気削減のために活性炭吸着装置、し渣脱水機、脱臭ファン、ばっ気槽バツフル、ばっ気槽散気装置といっ

た高規格の機器の変更及び追加による増額となっております。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

よりいい施設ができるよう期待することで、以上、終わります。

議長（宮城安志）

他にありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第30号・工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号・工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第31号・工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第31号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

定住促進住宅（仲田区）建築工事（R1）について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、定住促進住宅（仲田区）建築工事（R1）。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額5,280万円。4. 契約の



相手方、沖縄県島尻郡伊是名村字諸見4952番地の3、有限会社タカラ建設、代表取締役 高良富三。

令和元年7月30日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、定住促進住宅（仲田区）建築工事（R1）の請負契約の締結については地方自治法第96条第1項第5号及び伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。よろしく願いをいたします。  
議長（宮城安志）

これから質疑を許します。質疑ありませんか。9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

工事概要の中で、電気設備工事一式、機械設備工事一式というのがありますけど、電気工事の中にクーラーが入るのか。機器設備の中にガスとか、ボイラーが含まれているのか。

それとまたガスコンロも含まれているのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。クーラー1基入っております。ガス、ボイラーも入っております。

コンロはちょっと確認しないとわからないものですから、それは後程、確認して回答いたします。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。

質疑ないようですので、終結してよろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

議案第31号・工事請負契約について、賛成討論をいたします。

本事業は、定住促進事業ということで、本村人口が年々減少傾向にあります。その住宅が各集落に毎年造っていけるよう、村長、執行部の皆さんよろしく願いして賛成討論といたします。

議長（宮城安志）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終結します。

これから議案第31号・工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号・工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本臨時議会で議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和元年第2回伊是名村議会臨時会を閉会いたします。

閉会（午前10時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員